

令和5年8月25日

各保護者 様

井原市立木之子中学校
校 長 今井 浩

熱中症警戒アラート発表時における熱中症対策の徹底について

平素より、本校の教育につきまして、格別のご理解とご協力を賜り心よりお礼申し上げます。さて、熱中症警戒アラート発表時における熱中症対策について、井原市教育委員会からの通知を受け、本校でも通知に従った対応をすることとしておりますので、よろしくお願ひします。

記

- 1 熱中症警戒アラートが発表されている場合の対応について
 - 運動は中止とする。
 - 運動とは、運動部活動、体育授業、休み時間の運動遊びを指す。
 - 当日5時の発表で判断する。
- 2 熱中症警戒アラートの発表の有無に関わらず必要な対応について
 - アラートが発表されていない場合でも暑さ指数（WBGT）を把握する。
 - 暑さ指数（WBGT）により適切に対応する。暑さ指数が3.1以上の場合、運動は中止とする。
- 3 広域的な大会や、学校行事等で活動する場合について
 - 熱中症警戒アラートが発表されていたり、暑さ指数（WBGT）が3.1以上であったりする場合の大会や学校行事も実施については、主催者の判断のもと可とする。ただし、必ず顧問や教職員が各活動場所での活動の様子を見守るとともに、こまめな休憩と水分補給や、活動前後の健康観察を行うこと。
 - 運動会・体育会の練習については熱中症警戒アラートが発表されていても行うことを可とするが、暑さ指数（WBGT）により適切に対応する。暑さ指数（WBGT）が3.1以上の場合には中止する。
 - 部活動の広域的な大会に参加する場合、大会前1週間の期間は熱中症警戒アラートが発表されていても練習することを可とするが、暑さ指数（WBGT）により適切に対応する。暑さ指数（WBGT）が3.1以上の場合には中止する。

※熱中症警戒アラートの発表状況は、次のURLから確認できます。

URL : <https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>